

事務連絡
令和2年6月3日

各社会福祉施設・事業所管理者様

愛媛県保健福祉部長

衛生資材の備蓄について

各施設及び事業所に置かれましては、新型コロナウイルスの感染防止対策等にご尽力いただき、深く感謝申し上げます。

さて、社会福祉施設及び事業所等において、新型コロナウイルス感染者の濃厚接触者となった利用者等にサービス提供を継続する場合に必要な衛生資材について、県備蓄分を提供しますので、下記に該当する場合は、担当課又は所管地方局地域福祉課まで、御連絡くださいますようお願いいたします。

記

- 1 提供対象 入所及び居住系施設、短期入所施設、訪問系サービス事業所
- 2 提供要件 次のいずれか該当する場合
 - ① 施設等で職員又は入所者等に感染者が発生し、濃厚接触者となった入所者へのサービスを継続する場合
 - ② 保健所の指示により、①に準じた感染拡大防止策を講じたサービスを続ける必要がある場合
- 3 提供可能衛生資材
サージカルマスク、消毒用アルコール、アルコール綿、プラスチックガウン
ニトリル手袋（S、M、L）、キャップ、フェイスシールド、シューカバー
※各課及び各地方局の備蓄状況は別紙のとおり
※施設等で備蓄している衛生資材が不足する場合に限る

【担当課】

(救護施設関係)

保健福祉課生活保護係 Tel：089-912-2385

(児童養護施設等関係)

子育て支援課児童・婦人施設係 Tel：089-912-2414

(障がい福祉施設関係)

障がい福祉課障がい支援係 Tel：089-912-2424

(高齢者福祉施設関係)

長寿介護課介護事業者係 Tel：089-912-2432

【地方局】

東予地方局地域福祉課 Tel：0897-56-1317

中予地方局地域福祉課 Tel：089-909-8756

南予地方局地域福祉課 Tel：0895-28-6106